

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

別表部長及び室長の項中「及び室長」を「、室長及び京北出張所長」に改める。

別表福祉部長の項第 6 号中「障害者自立支援法（以下この項において「法」）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法）」に改め、「精神障害者」の右に「及び障害者総合支援法第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）」を加え、同項第 7 号中「法に」を「障害者総合支援法に」に、「及び精神障害者」を「並びに精神障害者及び難病患者」に改め、同項第 8 号及び第 9 号中「法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び難病患者」を加える。

別表支援課長及び支援保護課長の項第 1 号中「障害者自立支援法（次号において「法」という。）」を「障害者総合支援法」に、「及び精神障害者」を「並びに精神障害者及び難病患者」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第 4 号中「法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び難病患者」を加える。

別表京北出張所長の項中「京北出張所長」を「京北出張所次長」に改め、同項中第 39 号を第 40 号とし、第 8 号から第 38 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) ホームページの作成に関すること。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)